

第14期第1回福岡県個人情報保護審議会 (全体会) 次第

日時：平成30年5月17日(木) 10:00～

場所：県庁行政棟10階 特9会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 会長の選任について
- (2) 会長職務代理者の指名について
- (3) 部会の委員の指名について
- (4) 部会長の選任について
- (5) 部会長職務代理者の指名について
- (6) その他

3 閉 会

[配布資料]

- 資料1 第14期福岡県個人情報保護審議会委員名簿
- 資料2 福岡県個人情報保護審議会事務局職員名簿
- 資料3 福岡県個人情報保護条例(抜粋)
- 資料4 福岡県個人情報保護審議会の組織図

第 1 4 期福岡県個人情報保護審議会委員名簿

(敬称略・50音順)

氏 名	現 職	就任時期
あimoto みちこ 相本 倫子	(株)西日本新聞社編集局報道センター 社会部デスク	H25.4.1～(4期目)
えししま れいこ 江島 玲子	(株)ビスネット消費生活アドバイザー	H28.5.13～(2期目)
こばやし のぼる 小林 登	弁護士(万年総合法律事務所)	H26.5.1～(3期目)
まくらい こういち 櫻井 幸一	九州大学大学院システム情報科学研究院教授	H26.5.1～(3期目)
きさき くみこ 佐々木 久美子	(株)グルーヴノーツ代表取締役会長	H28.5.13～(2期目)
ながい けいこ 永井 ケイ子	福岡県民生委員児童委員協議会評議員 うきは市民生委員児童委員協議会会長	H28.5.13～(2期目)
むらかみ ひであき 村上 英明	福岡大学法科大学院教授	H28.5.13～(2期目)
もり さきこ 森 咲子	(株)咲ら化粧品代表取締役	H24.5.1～(4期目)
やまもと のりやす 山元 規靖	福岡工業大学情報工学部情報通信工学科教授	H28.5.13～(2期目)

※委嘱期間：平成30年5月13日～平成32年5月12日

福岡県個人情報保護審議会事務局職員名簿

1 県民情報広報課

職 名	氏 名	
県民情報広報課長	岩 佐 孝 徳	(新)
県政情報監	山 田 邦 聖	
参事補佐	吉 岡 康 秀	
情報公開係長	牟 田 留 美	
企画主査	内 田 行 洋	
事務主査	嶋 添 直 子	
主任主事	上 野 愛	(新)
主任主事	福 本 翔	
主任主事	安 野 航	(新)
主事	郡 大 樹	(新)

2 市町村支援課

職 名	氏 名	
課長	西 原 康 史	(新)
調整係長	清 水 幸 子	
事務主査	山 口 隆	(新)
主任主事	久 光 翔 平	

○福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）（抜粋）

第5章 福岡県個人情報保護審議会

（設置）

第51条 県に福岡県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行うものとする。

一 第3条第3項ただし書及び第4項第7号並びに第5条第2項第6号の規定により意見を求められたものについて意見を述べること。

二 第40条（第40条の2において準用する場合を含む。）の規定による諮問に応じて答申すること。

三 個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。

四 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項に規定する事項について、調査審議し、及び建議すること。

3 審議会の委員（以下「委員」という。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（組織）

第52条 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（委員）

第53条 委員は、個人情報保護制度その他の地方行政に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会議）

第54条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第55条 審議会は、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会に属する委員が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(審議会の調査権限)

- 第56条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された個人情報の開示を求められない。
- 2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
 - 3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
 - 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。
 - 5 審議会は、第51条第2項第1号、第3号及び第4号に規定する事務を行うため必要があると認めるときは、実施機関その他の関係者に意見書又は資料の提出を求め、その他必要な調査をすることができる。

(諮問実施機関の申出)

- 第57条 諮問実施機関は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審議会に対し、その旨を申し出ることができる。
- 2 審議会は、前項の規定による申出を受けた場合において、前条第1項の規定により当該個人情報の提示を求めようとするときは、当該諮問実施機関の意見を聴かなければならない。

(意見の陳述)

- 第58条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(委員による調査手続)

- 第59条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第56条第1項の規定により提示された個人情報を閲覧させ、同条第4項及び第5項の規定に

よる調査をさせ、又は前条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(意見書等の提出)

第60条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料等の閲覧)

第61条 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)にあつては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該意見書若しくは資料の写し(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)の交付を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審議会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審査請求人等の意見の聴取)

第62条 審議会は、審議会に提出された意見書又は資料について、第56条第4項の規定による鑑定を求め、又は前条第一項の規定による閲覧をさせ、若しくは同項の規定による交付をしようとするときは、当該意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続の非公開)

第63条 審議会の行う審査請求に係る調査及び審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第64条 審議会は、第41条第1項の規定による諮問に応じて答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(会議の運営)

第65条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

福岡県個人情報保護審議会の組織図

全体会

(所掌事務)

- 個人情報の収集の制限に関する例外及び本人外収集の制限に関する例外、目的外利用及び提供の制限に関する例外についての意見を述べること。
- 個人情報保護制度に関する重要事項についての答申、建議

等

第一部会 (審査請求部会)

(所掌事務)

審査請求事案の審査に関すること。

第二部会 (住基法・番号利用部会)

(所掌事務)

- 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関すること。
- 番号利用法に基づく特定個人情報保護評価に関すること。